



埼玉県報

第 759 号
令和 8 年 (2026 年)
10 月 2 日
金曜日

目 次

告示

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の推奨（青少年課）
- マルチオーディオ室音響機器等一式の契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 入間都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 志木都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 自動音声ガイダンス装置の設置調整業務委託に関する契約の相手方等の告示（会計課）
- 県道皆野荒川線の供用の開始（秩父県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一七八〇	乳幼児	ほら、トラがいる！	フィリップ・アータ／文 デイヴィッド・メリング／絵 なががわちひろ／訳	ＢＬ出版
一七八一	乳幼児	まってまっておうちくも	稲垣あきら／作 須黒達巳／監修	理論社
一七八二	乳幼児	くだものらららん	金内織恵／作	童心社
一七八三	乳幼児	どきどきしてる	たけがみたえ／著	偕成社
一七八四	乳幼児	はるをみつけたよ	平野恵理子／作	福音館書店
一七八五	小学校低学年	ゆらゆらなじかん	クレア・ヘレン・ウエルシュ／文 フィオナ・ランバース／絵 石津ちひろ／訳	ＢＬ出版
一七八六	小学校低学年	おたすけてんぐベンベン	長谷川義史／作・絵	教育画劇
一七八七	小学校低学年	おぼけのリーブル あの子はともだち？	おおぎやなぎちか／作 ヒダカナオト／絵	岩崎書店
一七八八	小学校低学年	りようこう	麻生知子／作	福音館書店
一七八九	小学校低学年	どうぶつたちのおひっこし どうやってはこぶのかな？	平山暉彦／作	福音館書店
一七九〇	小学校中学年	青空小学校やればできるかも勉強会２国語 飼育委員はなにも読まない	小松原宏子／作 あわい／絵	静山社
一七九一	小学校中学年	ダニーさんのちやぶだい	ダニー・ネフセタイ／企画 なるかわしんご／作	イマジネーション・プラス
一七九二	小学校中学年	動物感動ノンフィクション まぼろしの動物 ニホンオオカミ 小学生、なぞのはくせいの子の正体を追う	たけたにちほみ／文 川田伸一郎／監修 坂口友佳子／イラスト 石松あや／デザイン	G a k k e n
一七九三	小学校中学年	ある星の汽車	森洋子／作	福音館書店
一七九四	小学校中学年	イタチと野ネズミのはなし	山下雅洋／文 しもかわらゆみ／絵	アリス館
一七九五	小学校高学年	フレール館 文学の森 ふたりのマンガ線	庭野るう／作	フレール館
一七九六	小学校高学年	月と星座 夜空への誘い	K A G A Y A／監修・写真 山下美樹／文	金の星社
一七九七	小学校高学年	原発災害は今も それでも「ふるさと」 消える風景 明日へのねがい	豊田直巳／著	農山漁村文化協会
一七九八	小学校高学年	ガリレオとアントニ 遠くをみた科学者と近くをみた科学者	メアリー・アールド エイドリア・メサーブ／文 エイドリア・メサーブ／絵 千葉茂樹／訳	光村教育図書
一七九九	小学校高学年	ティーンズ文学館 あの日、ともに見上げた空	黒田季菜子／作 トミイマサコ／絵	G a k k e n

一八〇〇	中学校	さくら前線急上昇！高校受験で大逆転!?	橋長あこ／作 かわいちひろ／絵	文研出版
一八〇一	中学校	ユリの便箋	森川成美／作	静山社
一八〇二	中学校	星の教室	高田郁／著	角川春樹事務所
一八〇三	中学校	ぼくたちの卒業写真	天川栄人／作 くまおり純／絵	文研出版
一八〇四	中学校	消えたモナ・リザ	ニコラス・デイ／作 千葉茂樹／訳	小学館
一八〇五	高校・青年	見えなくても王手	佐川光晴／著	実業之日本社
一八〇六	高校・青年	コズミック・ガール 宙わたる教室	伊与原新／著	文藝春秋
一八〇七	高校・青年	そして少女は加速する	宮田珠己／著	幻冬舎
一八〇八	高校・青年	世界をカエル 10代からの羅針盤 大学4年間で「応援」に捧げた私が古生物学者になった話	泉賢太郎／著 死後くん／絵	理論社
一八〇九	高校・青年	わたしのbe 書きたび、生まれる	佐藤いつ子／著	KADOKAWA

告 示

埼玉県告示第六百七十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

マルチオーディオ室音響機器等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 8 月 21 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ソナ 東京都中野区弥生町 2 丁目 19 番 9 号

5 契約金額

68,715,900 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字新光一五九番

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		入間
市町村名		入間市
都市計画の 種類及び名称		「都市再開発 の方針」
公 聴 会	期日及び時間	令和八年十一 月六日午前十 時から
	場 所	入間市産 業文化セ ンターB 棟二階研 修室
公 述 申 出 書	提出期間	令和八年十 月二日から 十月十六日 まで
	提 出 先	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県飯能県 土整備事務 所、入間市都 市整備部都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年十月 二日から十月 十六日まで
	閲覧場所	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県飯能県 土整備事務 所、入間市都 市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		志木
市町村名		志木市
都市計画の 種類及び名称		「都市再開発 の方針」
公 聴 会	期日及び時間	令和八年十一 月十三日午後 三時から
	場 所	志木市役 所三階大 会議室三 の一
公述申出書	提出期間	令和八年十 月二日から 十月十六日 まで
	提 出 先	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県朝霞県 土整備事務 所、志木市都 市整備部都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年十月 二日から十月 十六日まで
	閲覧場所	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県朝霞県 土整備事務 所、志木市都 市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から施行する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表三井住友信託銀行株式会社を削り、同表株式会社S B I 新生銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

自動音声ガイダンス装置の設置調整業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年7月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

5 契約金額

85,901,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

路線名	県道皆野荒川線
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町長留字中原四三八番 一地从先から同郡同町長留字中原五一 ○番一地从先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和八年十月二日
備考	平成二十九年三月三 十一日付け埼玉県秩 父県土整備事務所長 告示第十一号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始であ る。 延長二八〇・〇〇メ ートル